

必要書類等（自費解体申請時）

必要な書類等	備考
申請書（様式1）	
被災家屋等の「罹災証明書」又は「被災証明書」 【写し】	
申請者の身分証明書【原本】 ※代理人の場合は、代理人の身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 顔写真が付いているもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）は、1種類 ● 顔写真が付いていない健康保険証等は、2種類
被災家屋等の建物配置図（様式2）	家屋等の配置を記入し、「解体」した建物等と「残す（した）」建物等を図示してください。
被災家屋等の状況写真（様式3）	被災家屋等の全景や被災状況、解体作業の作業前、作業中、作業後の写真をできるだけ多く提出してください。
申請者の印鑑登録証明書【原本】 ※発行日から3ヶ月以内のもの ※代理人の場合は、委任者の印鑑登録証明書 ※法人の申請の場合は印鑑証明書	<p>【入手先】 ※宝達志水町に登録している場合 個人 ⇒ 町役場1階 税務住民課 法人 ⇒ 金沢地方法務局 七尾支局</p>
「固定資産評価証明書」【原本】 ※被災家屋等が未登記の場合 ※発行日から3ヶ月以内のもの	<p>【入手先】 ⇒ 町役場1階 税務住民課</p> <p>※解体した被災家屋等について全ての所有者を明らかにする必要があります。</p> <p>※建物が未登記で「固定資産評価証明書」に解体する建物が記載されていない場合は、原則として、土地の所有者をその建物の所有者とみなします。</p> <p>※建物や土地の所有者を確認するために必要な「登記事項(建物)全部事項証明書」や「登記事項(土地)全部事項証明書」については、<u>町が法務局に確認するため、申請者で法務局へ行って取得する必要はありません。</u></p>
工事契約書	契約日が令和6年6月30日までのものが費用償還の対象となります。
工事見積書	内訳明細がわかるものが必要となります。
領収書	
マニフェスト伝票の写し	解体工事で生じた廃棄物の搬入先や搬入重量等を確認するために必要 ※解体業者から提供を受けてください。
解体証明書	※解体業者から提供を受けてください。
来庁者の印鑑 ※書類に不備があった場合、訂正印が必要となりますのでご持参ください。	申請者本人 ⇒ 実印（印鑑登録証明書と同じもの） 代理人 ⇒ 認印可（委任状に押印した印鑑） 法人 ⇒ 代表者の登録印

場合により追加で必要な書類

代理人が申請する場合	
申請者からの委任状（様式4）	申請者の登録印が押印された所定の委任状
申請者と所有者が異なる場合	
同意書（様式5）	被災家屋等の所有者全員分
所有者の印鑑登録証明書【原本】 ※発行日から3ヶ月以内のもの	【入手先】※宝達志水町に登録している場合 個人 ⇒ 町役場1階 税務住民課 法人 ⇒ 金沢地方法務局 七尾支局
共有者がいる場合	
同意書（様式5）	共有者等全員分
共有者等の印鑑登録証明書【原本】 ※発行日から3ヶ月以内のもの ※共有者等全員分	【入手先】※宝達志水町に登録している場合 個人 ⇒ 町役場1階 税務住民課 法人 ⇒ 金沢地方法務局 七尾支局
家屋等の所有者が亡くなっている場合（相続人が申請する場合）	
所有者の死亡と相続人全員分の続柄等関係 や氏名がわかる戸籍謄本等【原本】	【入手先】※本籍が宝達志水町の場合 町役場1階 税務住民課 ※所有者の出生から死亡までの戸籍謄本及び必要に応じて相続人の戸籍謄本が必要になります。
遺産分割協議書【原本】	※相続人全員の登録印が押印されたもの コピーを取り原本はお返しします。
相続人全員の印鑑登録証明書【原本】 ※発行日から3ヶ月以内のもの	【入手先】※宝達志水町に登録している場合 個人 ⇒ 町役場1階 税務住民課
相続関係図（任意様式）	相続権者全員が記載されたもの

家屋等の所有者が亡くなっている場合（相続人が決まっていない場合）	
所有者の死亡と相続人全員分の続柄等関係や氏名がわかる戸籍謄本等【原本】	【入手先】※本籍が宝達志水町の場合 町役場1階 税務住民課 ※所有者の出生から死亡までの戸籍謄本及び必要に応じて相続人の戸籍謄本が必要になります。
同意書（様式5）	相続人全員分
相続人全員の印鑑登録証明書【原本】 ※発行日から3ヶ月以内のもの	【入手先】※宝達志水町に登録している場合 個人 ⇒町役場1階 税務住民課
相続関係図（任意様式）	相続権者全員が記載されたもの

法人格を持つ中小企業者・公益法人等の場合	
商業・法人の登記事項証明書【原本】 ※提出不要	商業・法人の登記事項証明書の記載事項については、町が法務局に確認しますので提出不要です。